

聖ウルスラ学院英智小・中学校 いじめ防止基本方針

(虐待防止基本方針、ハラスメント防止ガイドライン含む)

2026 年 4 月更新

1. 基本理念

本学院は、「キリスト教的人間観に基づく人格形成」を教育の使命とし、すべての児童・生徒が、神から与えられたかけがえのない存在として尊重され、安心して学び、成長できる学校づくりを目指す。

いじめ、虐待、ハラスメントは、児童・生徒の人格・尊厳・生命を傷つける重大な人権侵害であり、決して許されるものではない。

本学院は、建学の理念である「信・望・愛」に基づき、互いを尊重し、弱い立場にある人を守り、支え合う共同体を築くことを教育活動の根幹に据える。

また、すべての教職員は、「児童・生徒の安全を守る責務」「人権を尊重する責務」「いじめ等を見逃さない責務」を有することを自覚し、家庭・地域・関係機関と連携しながら、いじめ等の未然防止、早期発見、早期対応に組織的に取り組む。

2. いじめの定義

本方針における「いじめ」とは、「いじめ防止対策推進法」第2条に基づき、

「児童・生徒に対して、当該児童・生徒が在籍する学校に在籍している等、一定の人的関係にある他の児童・生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童・生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

なお、いじめの認定にあたっては、行為者の意図・一回限りか継続か・力関係の有無のみで判断することなく、被害児童・生徒の立場に立って判断する。

3. 本学院の基本姿勢

本学院では、聖書に示される「隣人を自分のように愛しなさい」という教えに基づき、「他者の尊厳を守ること」「苦しむ人に寄り添うこと」「弱い立場の人を支えること」を大切にする。

また、いじめ防止は、「悪いことをしない」という消極的な指導にとどまらず、「思いやりを持つ」「違いを認め合う」「困っている人を支える」「正しいことを勇気をもって行う」という積極的な人格形成を通して実現されるものである。

4. いじめ防止等対策委員会

(1) 設置 「いじめ防止等対策委員会」の設置。

(2) 構成 校長（委員長）、教頭、主幹教諭、生活指導部長、ステージ長・コース長、養護教諭、教育相談担当

スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、必要に応じて関係教職員、必要に応じて外部専門家（医師・弁護士・外部カウンセラー等）

(3) 役割

- ① 学校基本方針の策定・見直し
- ② 未然防止教育の推進
- ③ いじめ事案への組織的対応
- ④ 被害児童・生徒の保護支援
- ⑤ 加害児童・生徒への指導・成長支援
- ⑥ 保護者との連携

- ⑦ 関係機関との連携
- ⑧ 教職員研修の実施
- ⑨ 重大事態への対応
- ⑩ 再発防止策の検討

5. 未然防止

(1) 児童・生徒への教育

年間を通して、

- ・命の尊さ
- ・人権尊重
- ・多様性理解
- ・情報モラル(SNS 利用含む)
- ・他者理解
- ・アサーション(自分も相手も大切にする自己表現)
- ・傍観者にならない勇気

について発達段階に応じた教育を行う。

(2) 学級・学校づくり

教職員は、心理的安全性を意識し、

- ・安心して話せる学級・間違いを認め合える雰囲気
- ・相談しやすい人間関係づくり

に努める。

(3) インターネット・SNS への対応

インターネット上のいじめやトラブルについて、

- ・SNS
- ・メッセージアプリ
- ・動画投稿
- ・ゲーム内チャット
- ・AI 生成画像

等を含めた情報モラル教育を実施する。また、必要に応じて保護者への啓発も行う。

6. 早期発見

(1) 基本姿勢

いじめはどの学校、どの児童・生徒にも起こりうるという認識のもと、些細な変化を見逃さない。

(2) 具体的取組

- ・定期アンケート(年6回以上)
 - ・教育相談
 - ・個人面談
 - ・日常観察
 - ・保健室・相談室との連携
 - ・欠席・遅刻・表情変化等の把握
- を組織的に行う。

(3) 相談窓口

児童・生徒は、担任、学年主任、ステージ・コース長、生活指導部長、養護教諭、スクールカウンセラー、管理職、その他信頼できる教職員へ相談できる。また、保護者、友人、教職員からの相談・情報提供についても真摯に対応する。

7. いじめへの対応

(1) 基本原則

いじめの通報・相談を受けた場合、特定の教職員が抱え込まず、速やかに組織的対応を行う。

(2) 被害児童・生徒への対応

- ・安全確保を最優先する
- ・心理的ケアを行う
- ・安心して学べる環境を整える
- ・継続的な見守りを行う

(3) 加害児童・生徒への対応

加害行為について適切に指導するとともに、背景理解、心の成長、人間関係改善を支援する。

必要に応じて別室対応・出席停止・関係機関との連携を行う。

(4) 保護者との連携

被害・加害双方の保護者に対し、事実確認状況、学校の対応、今後の支援方針について丁寧に説明する。

(5) 記録

すべての対応について記録を残し、組織的共有を行う。

8. 重大事態への対応

以下の場合は、重大事態として対応する。

生命・心身への重大被害

- ・長期欠席
- ・SNS 等による深刻被害
- ・警察介入案件
- ・保護者から重大事態の申し立てがあった場合

重大事態が発生した場合は、学校法人、関係機関、必要に応じ第三者と連携し、法令等に基づき調査を実施する。

9. 児童・生徒虐待防止

(1) 基本姿勢

児童・生徒虐待は重大な人権侵害であり、学校は虐待の早期発見・早期対応に努める。

(2) 対象

- ・身体的虐待
 - ・心理的虐待
 - ・性的虐待
 - ・ネグレクト
 - ・面前 DV
- を含む。

(3) 対応

虐待の疑いがある場合は、速やかに管理職へ報告し、児童相談所等へ通告する。

なお、通告は児童虐待防止法に基づくものであり、守秘義務違反にはあたらない。

10. ハラスメント防止

本学院は、すべてのハラスメントを重大な人権侵害として認識する。対象には、

- ・セクシュアルハラスメント
- ・パワーハラスメント
- ・アカデミックハラスメント
- ・性的マイノリティに関する差別
- ・SNS 上のハラスメント

等を含む。

(1) 相談体制

相談は、本人、保護者、友人、教職員等から受け付ける。

相談者・関係者のプライバシー保護を徹底する。

(2) 対応原則

- ・被害者保護
- ・迅速対応
- ・公平な調査
- ・再発防止

を基本とする。

11. 教職員の責務

教職員は、体罰、暴言、威圧的指導、差別的言動を行ってはならない。また、人権教育、情報モラル、発達特性理解、性暴力防止、危機管理等について継続的に研修を受ける。

12. 年間計画

4 月 基本方針確認・教職員研修

5 月 第 1 回アンケート

6・7 月 第2回アンケート・教育相談・個人面談

9 月 第3回アンケート

11 月 第 4 回アンケート・SNS 等情報モラル教育

12 月 第 5 回アンケート

2 月 第 6 回アンケート・年間振り返り・方針見直し

13. 終わりに

本学院は、一人ひとりの児童・生徒を、神から与えられた尊い存在として受け止める。

聖書の教えである「信・望・愛」の精神のもと、「自分を大切にすること」「他者を大切にすること」「困っている人に手を差し伸べること」を大切にしながら、安全で安心できる学校づくりを進めていく。